

自家消費型（FIT・FIP制度を利用しない）太陽光発電設備等補助金 請求書類 チェックシート

”一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金”

チェック	番号	書類の種類	書類名	備考	データ提出可否
	1	様式第4号	請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は補助金を受け取る方です（提出を代行する方ではありません）。 ・余剰電力売電の有無等について記載をお願いします 有の場合は、売電の開始が分かる書類の提出をお願いします。番号9参照。 ※固定価格買取制度（FIT）・FIP制度は使用不可 	○
	2	様式第2号の1	収支決算書	記載内容は金額に変更がなければ申請時と同じです	○
	3	添付書類	設備設置前後の状況が確認できるカラー写真【要注意】	<p>現地確認のかわりとなる書類のため、注意事項が多いのでご注意ください。</p> <p>①住宅の外観 太陽光モジュールの設置前、設置後の写真が比較できるように、同じ角度で撮影をお願いします。 新築の場合も、建物が立った後に、設備設置前と設置後の写真をお願いします。</p> <p>②太陽電池モジュール 設置枚数がわかるように、全体が収まるように撮影をお願いします。端が見切れないようにご注意ください。 端が見切れる場合は、撮影場所を変えて複数枚の写真で太陽光モジュールが確認できるようにしてください。</p> <p>③パワーコンディショナー、蓄電設備 設置個所がわかるような全体（引き）の写真と、ものがわかるように寄りの写真をお願いします。 あわせて、品番も撮影をお願いします（文字が読めることを確認してください）。</p>	○

チェック	番号	書類の種類	書類名	備考	データ提出可否
	4	添付書類	《原本》住民票の写し	新築の場合は、新築の地番に住んでいることを確認しますので、転居の手続を行った後の住民票を提出してください。	不可
	5	添付書類	設備設置に要した領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・日付は令和7年2月28日付以前でなければなりません ※2月末までに施工・支払い完了することが要件です ・領収書に補助金対象の設備以外の金額が含まれている場合、備考欄等に”但し太陽光発電設備代金含む”など記載をお願いします。 	○
	6	添付書類	《原本》領収書等の金額内訳確認書 ※エクセル版様式あり	下段に、それぞれ署名と押印が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・設置事業者（契約相手）の事業者名、事業者（会社印） ・申請者（補助金をもらう方）の署名、押印 	不可
			<PPA事業者またはリース事業者の場合> 領収書等の金額内訳確認書	※下段に署名・押印欄がない様式です	○
	7	振込口座を変更する場合	申請書に記載した振込口座を変更する場合は、口座が確認できるもの（預金通帳等の写し等）	ネット銀行の場合は、画面のスクリーンショット等を印刷し添付してください。	○
	8	太陽光発電設備の場合	「太陽電池モジュール出力確認書（請求用）」 ※エクセル版様式あり	太陽光モジュールの製造番号を確認します。 施工業者等が保管しているパネル製造番号データを紙に出力したもの、製造番号台紙（シール）の写しでも構いません	○

チェック	番号	書類の種類	書類名	備考	データ提出可否
	9	太陽光発電設備の場合	<p>① 売電（FIT・FIP制度は利用不可。それ以外の売電契約）する場合 電力会社から申請者へ届く「電力需給契約確認書」の写し（売電金額、電力需給開始日等の記載があるもの）。</p> <p>② 売電しない場合 東北電力ネットワークから届く「系統連携開始について」の写し（連携開始希望日、最大受電電力等の記載があるもの）。</p>	<p>施工完了予定が12～2月の方で、1月末までに左欄の書類が届かない場合は、申込書の写しを代用してください。いずれも確認書が届き次第、写しの提出をお願いします。</p>	○
	10	蓄電設備の場合	太陽光発電設備と直接接続していることが分かる書類（結線図等）		○

▶申請者が中小企業等（PPA事業者またはリース事業者を含む）の場合

	11	添付書類	≪原本≫不動産登記事項証明書	<p>太陽光発電設備等を設置する建物等の権利者が申請者であることを確認します。設置場所の不動産登記事項証明書を提出してください。</p> <p><PPA事業者またはリース事業者の場合> <u>設置場所の不動産登記事項証明書を提出をお願いします。</u></p>	不可
	12	添付書類	<p><PPA事業者の場合>電力供給契約の写し <リース事業者の場合>賃貸借契約書の写し</p>		○